



## 認定・認証マーク及び登録証の使用規定



## 1. 適用範囲

この規定は、国際システム審査株式会社（以下、「ISA」という）により認証された組織（以下、「受審組織」という）が、登録された事実を公表する場合の一般原則および使用条件を定める。

対象となるマネジメントシステム規格

- ・ ISO 9001: (適用版) (以下、QMS と略す)
- ・ ISO 14001: (適用版) (以下、EMS と略す)
- ・ ISO 45001: (適用版) (以下、OHSMS と略す)

## 2. 関係文書

この規定に記載した事項は、公益財団法人日本適合性認定協会（以下、「JAB」という）の、「認定シンボル使用規則（JAB N410: (適用版)）」に示す、認定機関からの要求に基づき、ISAにて管理方針として決定した。

## 3. 用語の定義

### 3.1. 認定シンボル

ISAが、JABの認定を受けていることを示すために、JABによって交付されるシンボル。ISAは、QMS、EMS、OHSMSに関し、JABからのみ認定を受けているため、JABの認定シンボルマークを「認定マーク」又は「JABマーク」ともいう。この規定では、「認定マーク」という。

### 3.2. 認証マーク

受審組織が、ISAの認証を受けていることを示すために、ISAによって交付されるマーク。この規定では、「ISAマーク」という。

### 3.3. 認証番号

受審組織が認証を受けているマネジメントシステムごとに付与される固有の番号。登録証に記載される番号。

### 3.4. マークの電子データ

認定・認証マークの電子データの総称。ISAから受審組織に、CD-Rに保存した状態で配付する。

### 3.5. 認証範囲

組織が該当するマネジメントシステム規格を適用して認証を申請する範囲に対して、適用規格の要求事項に対する適合性が証明された場合に授与される又は授与した認証の範囲。組織としての範囲、物理的境界としての範囲、適用業務としての範囲を指す。

### 3.6. 登録証

ISAが、受審組織に対し発行した、登録証、及び登録証付属書をあわせて登録証という。

### 3.7. 部分的な認証

法律により権利を認められる単位の当該団体（例えば「〇〇株式会社」と呼ばれる単位）を「全体」とした時、その「全体」で1つのマネジメントシステム組織として認証を受

けることをせず、「全体」の事業のある一部分の事業で ISO の認証を取得すること。前述した「〇〇株式会社」と「受審組織」が異なる状態の認証。

### 3.8. プライベート認証

ISA が認定機関から認定を受けず、第三者認証サービスを提供する認証。

マネジメントシステム規格として認定を受けていない審査サービスに関する認証と、認定分野ごとに認定されるマネジメントシステム規格に関する、未認定の分野に対する審査サービスに関する認証をいう。

## 4. 登録公表の一般原則

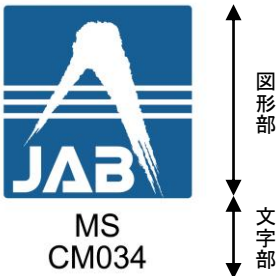

登録された事実を公表する場合は、以下の登録公表の一般原則を遵守すること。

- (1) 受審組織は、登録証に記載された認証範囲で、対象の業務に従事する者のみが公表することができる。
- (2) 受審組織は、一般社会・市場に対し、登録証またはその一部の使用を含め、登録されたマネジメントシステムについて、不正確な言及、または誤解を招く、あるいは、登録された認証範囲を逸脱すると考えられる公表をしてはならない。
- (3) 受審組織は、製品、サービスまたはプロセスが、認証されているとの誤解を招く恐れのある方法において、登録の公表を行うことはできない。
- (4) 受審組織は、登録の取下げ、一時停止及び取消しが行われた場合は、それ以降、登録の公表を停止しなければならない。また、認証範囲が縮小された場合は、速やかに、公表内容を変更すること。
- (5) 受審組織は、ISA 及び/又は、認証システムの制度に対する評価を損なわせる、又は社会的信用を失墜させる方法で、登録の公表をしてはならない。

## 5. 登録の公表方法





### 5.1. マークの表示方法

マークの電子データは、印刷物やウェブサイトを使用することができる。ISA が配付した CD-R にあるデータは、以下の要件を遵守し、適切に複製し、使用すること。

		認定マーク	ISA マーク
マーク			
色	図形部	青色 印刷上は、DIC-579 (CMYK: C90 M62 Y21 K0、RGB: R0 G98 B157) を用いること。 青色に変えて黒色、灰色、金色又は銀色は使用可。	黒色 印刷時、黒色の他に、青色、灰色、金色、銀色は使用可（ただし、認定マークと合わせて使用する場合、認定マークの図形部と同色に限る）。

文字部	黒色 図形部と同色であれば、青色、灰色、 金色、銀色は使用可	-
その他	単色刷りの印刷物に使用する場合は、上記に関わらず、当該印刷で使用されている同一の色で表示することが可能（ウェブサイトへの適用は不可） 地色との明瞭な対比を持たせて表示しなければならない	
大きさ	<p>マークの各要素が明瞭に認識されると判断されるものでなければならない。 ISA が CD-R で配付した画像の品質の低下を招かないようにしなければならない。 マークは、一体の状態で使用しなければならない。分解、組み替え等を行ってはならない。「認定マーク」と「ISA マーク」を合わせて使用する場 合、一体化した状態で使用しなければならない。</p> <p>マークを、拡大又は縮小する場合、縦横比を変更してはならない。 マークの一部のみを拡大又は縮小しないこと。</p>	
その他	JAB から認定を受けている QMS・EMS・ OHSMS の認証を表記する場合のみ使用 可。 ISA マークと併用しなければならない。 （認定マークのみ単独で使用する ことはできない）（添付資料 1：例①）	ISA マーク単独でも使用可。 （添付資料 1：例②）
	電子データは、「印刷用」「ウェブサイト用」で配付される。それぞれの 用途に応じて、使い分けること。	

マークの表示例

	認定マーク+ISA マーク	ISA マークのみ
QMS		
EMS		

ISO45001 (JAB 認定分野)		
QMS+EMS		
QMS+EMS+ ISO45001 (JAB 認定分野)		
ISO45001 (JAB 未認定分野 プライベート認証)	使用を認めない	
QMS+EMS+ プライベート認証 (ISO45001)	使用を認めない	都度、配付する (MS の種類の組み合わせによる)
暫定的な プライベート認証	使用を認めない	都度、配付する (MS の種類による)
その他	ISA は、受審組織のマネジメントシステム規格に応じたマークの電子データを配付する。(添付資料1:例③) このデータを使用することにより、不具合が発生する場合、使用開始前に、ISA に問い合わせること。 「認定マーク」と「ISA マーク」の外郭の線の有無は問わない。 「認定マーク+ISA マーク」の外郭の線を用いる場合、使用する色は、ISA マークの図形部と合わせること。(添付資料1:例④)	

## 5.2. マークの使用方法

- (1) 登録証に記載された認証範囲で、対象の業務に従事する者のみがマークを使用することができる。

例えば、A工場のみで認証取得している場合、A工場に従事する者の名刺のみ、マークが使用できる。一方で、本社に従事する者の名刺には、マークを使用してはならない。



- (2) 認証を受けた範囲と受けていない範囲とを区別し、誤解されない方法でマークを使用すること。

例1：A工場のみで認証取得している場合、A工場に従事する者の名刺の表面及び/又は裏面に、本社やグループ会社など、認証に含まれない組織、所在地が記載されている場合には、認証範囲を特定するため、マークの近傍に、「認証範囲：A工場」等の表記を施すこと。ウェブサイトでの公表も同様の注意が必要。（添付資料1：例⑤）

例2：組織は、法人としては、様々な事業を行っているが、認証取得している範囲は「〇〇の製造」のみの場合、「〇〇の製造」に従事する者の名刺の表面及び/又は裏面に、認証に含まれない業務や製品及びサービスが記載されている場合には、認証範囲を特定するため、マークの近傍に、「認証範囲：〇〇の製造」等の表記を施すこと。ウェブサイトでの公表も同様の注意が必要。（添付資料1：例⑥）

- (3) 受審組織は、製品、サービスまたはプロセスが、認証されているとの誤解を招く恐れのある方法において、登録の公表を行うことはできない。  
例えば、試験所が行う試験・校正又は検査機関が行う検査の「報告書」は、製品に当たるため、マークを使用してはならない。
- (4) 個々の製品が認証されたと誤解されるのを防ぐため、製品それ自体、あるいは梱包に使用できない。
- (5) インターネット、文書、パンフレット又は広告のような通信媒体で、認証を公表することができる。広告や出版物に載せるときはISAによって認証されたことを記述すること。
- (6) 有効期間内においてのみ、マークを使用することができる。

#### マーク使用対象

使用対象物	認定マーク+ISA マーク	ISA マーク
発行物（会社案内など）	○	○
宣伝・広告資料（電子版含む）	○	○
カレンダー	○	○
名刺	○	○
事務用品（封筒、レターヘッドなど）	○	○
見積書、納品書	×	×
看板、旗（社旗など）	×	○
建物（門標など外壁を含む）	×	○
ウェブサイト	○	○
車両	×	○
製品・製品の梱包	×	×
製品証明書（分析証明書）	×	×

製品を保証するものと誤解されないよう、社名の近傍に使用する場合のみ、使用可。

#### 6. マーク以外の公表方法

ISA マークを使用せず、「ISO 9001 認証取得」など、言葉での表記による公表ができる。公表情報の信頼性を高めるために、認証取得の文言の近傍に、認証番号を記載すること。

#### 文言での公表例

名刺		
例 1: 認証範囲の組織に所属し、名刺に表記される情報が、全て認証範囲である場合	<p>〇〇株式会社 ISO9001 認証取得 ISAQ9999 (認証番号)</p>	認証取得の文言の近傍に、認証番号を記載すること。
例 2: 認証範囲の組織に所属しているが、名刺には、認証範囲外の情報も掲載されている場合	<p>〇〇株式会社 ISO9001 認証取得 ××の製造 ISAQ9999 (認証番号)</p>	認証範囲を明記し、認証範囲外と区別を明確にする。認証取得の文言の近傍に、認証番号を記載すること。
	<p>〇〇株式会社 ISO9001 認証取得 △△工場 ISAQ9999 (認証番号)</p>	
注意) 認証範囲の組織に所属していない要員の名刺には、ISO の認証について、公表する文言は、記載できない。		

発行物（会社案内など）、Web サイト		
例 1: 掲載情報が全て認証範囲である場合	<p>〇〇株式会社 ISO9001 認証取得 ISAQ9999 (認証番号)</p>	認証取得の文言の近傍に、認証番号を記載すること。
例 2: 認証範囲外の情報が掲載されている場合	<p>〇〇株式会社 ISO9001 認証取得 ××の製造 ISAQ9999 (認証番号)</p>	認証範囲を明記し、認証範囲外と区別を明確にする。認証取得の文言の近傍に、認証番号を記載すること。
	<p>〇〇株式会社 ISO9001 認証取得 △△工場 ISAQ9999 (認証番号)</p>	
注意) 製品、プロセス又はサービスが認証されていると受け取られるものであってはならない。		

## 7. 電子データの管理

### 7.1. 電子データの保管管理

- (1) 汚損、紛失等が無いよう、管理すること。
- (2) 電子データの所有権は、ISA に帰属する。
- (3) 汚損、紛失の場合、再発行する。(有料)
- (4) 配付した電子データ、複製データの保護及び漏洩防止のために適切に管理すること。

## 8. 認証の一時停止、取消し及び認証範囲の縮小の場合の対応

### 8.1. 認証の一時停止



登録の一時停止期間中（認証実施規定 16. 認証の一時停止 参照）の受審組織は、速やかに認証の公表を停止しなければならない。

登録が一時停止となった組織（認証実施規定 16. 認証の一時停止 参照）は、マークの電子データの CD-R を ISA に返却すること。

## 8. 2. 認証取消し

登録を取下げた又は取消しされた受審組織は、速やかに、登録の公表を中止しなければならない。

登録を取下げた組織（認証実施規定 18. 認証の取下げ 参照）、又は、登録を取消しされた組織（認証実施規定 17. 認証の取消し 参照）は、マークの電子データの CD-R を返却すること。

マークの電子データを複製して保管している場合、復帰し得ない形で、完全に消去すること。また、第三者に提供した場合も、同様の処置を要求すること。

マークを使用した文書等については、マークを抹消して使用するか、又は、抹消不可能な場合には、使用を停止すること。

## 8. 3. 認証範囲の縮小

変更審査後に発行された登録証の受領後、速やかに、公表内容を変更すること。

## 8. 4. 認定範囲の縮小

ISA が、認定機関（JAB）より認定の取消し又は認定範囲の縮小となった場合は、その対象となる認定範囲に係り、JAB 認定マークは、使用できなくなる。

## 9. 登録証の管理

### 9. 1. 登録証の保管

- (1) 汚損、破損、紛失等が無いよう、管理すること。
- (2) 登録証の所有権は、ISA に帰属する。
- (3) 汚損、破損、紛失の場合、再発行する。（有料）

### 9. 2. 登録証の使用

登録証は、最新版を使用すること。

登録証の掲示、コピー、画像データ化しての利用などに際しては、第三者認証制度の信頼性の点から、世間一般に、誤解を招くような使用を避けるため、以下の点に注意すること。

#### 9. 2. 1 印刷物の掲示、配付、提出の場合

- (1) コピーは、鮮明にすること
- (2) 原本の写しであることを明確にするため、「写し」という意味の文字を表示すること。
- (3) 掲示、配付、提出の場合、登録証と付属書を対で扱うこと。

#### 9. 2. 2 画像データ化して使用する場合（ウェブサイト・カタログ等への掲載など）

- (1) 登録証と付属書を対で扱うこと。
- (2) 記載内容が判読できる解像度で掲載すること。
- (3) 認証範囲外の事業所が認証に含まれていると誤解されるような掲載をしないこと。
- (4) 縦横比を変更するなど、実物と異なる形状変更を行わないこと。
- (5) 画像が悪用されにくい処理（例えば、PDF 化し、編集・印刷を不可にする等）を施すこと。

(6) 認証の一時停止、取消し、取下げの際は、速やかに掲載を削除すること。

### 9.3. 登録証の回収







ISA の受審組織として、認証登録の効力がなくなる場合（一時停止、取下げを含む取消し、他機関への移転の場合）、原則、登録証は、ISA に返却すること。ただし、認証範囲の変更に伴う登録証の変更については、受審組織側での登録証の破棄を依頼する。  
また、ISA が、認定の取消し又は認定範囲の縮小となった場合、その対象となる認定範囲に係る受審組織に対して、認定マーク付き登録証を回収する。

### 9.4. 違反に対する処置

受審組織が、登録の公表について、本規定で定めたルールに違反する使用をした場合、ISA は、審査にて不適合として指摘し、是正処置要求をする。一定期間を経ては是正されない場合、認証実施規定に従い、認証の一時停止、取消し、及び違反の公表等の処置をとる。場合によっては、ISA は、受審組織に対し、損害賠償等を求めることがある。

添付資料 1

### 認定・認証マーク使用例 (①～⑤)

<p>①</p> 	<p>②</p> 
<p>③</p> 	<p>④</p> 
<p>⑤</p>  <p>認証範囲：A 工場</p>	<p>⑥</p>  <p>認証範囲：〇〇の製造</p>